

信州大学学生表彰（学術研究活動）に関する申合せ

令和3年10月14日 学生委員会決定

令和3年12月9日 学生委員会改正

信州大学学生表彰要項（以下「要項」という。）第7条の規定に基づき、学生の学術研究活動（要項第3条第1項第1号）の表彰に関する具体的事項を申し合わせるものである。

（表彰の基準）

1 第3条第1項第1号に該当するもの

国際的又は全国的規模の学会から賞を受けたもの。ただし、次の（1）及び（2）のすべてを満たす場合とする。

（1）学会について

ア 法人化されている全国規模の学会であること。海外の学会についても国内学会と同等の要件を満たしていること。

イ 学会が論文賞選考委員会等を設置し厳正な審査を行っていること。

（2）表彰候補者について

ア 学会が表彰した論文賞等の受賞者であること。なお、学会が表彰する「ポスター賞」、「口頭発表賞」、国内会議に付随して設置された「各種の賞」及び各種団体が表彰する学術関係の賞は該当しない。

イ 受賞した論文のファースト・オーサーもしくは論文作成に最も貢献した者であること。

（推薦）

2 学部長及び研究科長は、前項に該当すると認められる学生がある場合は、別紙様式1により学長に推薦するものとする。

（選考）

3 被表彰者の選考は、学生委員会に設置する学生表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

4 選考委員会の委員長は、学生担当の理事とする。

5 選考委員会の委員は、選考委員会委員長が学生委員会委員の中から選出する。選考委員会委員長が必要と認めた場合は、学生委員会委員以外の関係分野の教員を含めることができる。

（表彰の方法）

6 表彰式の際、副賞として3万円相当の記念品を贈呈することとする。

（その他）

7 学術研究活動での表彰については、原則として在学中に1回とする。